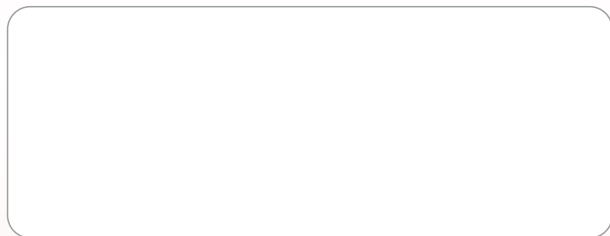


てつづ そうだん まどぐち  
**お手続き・ご相談の窓口**

せいど とどう ふけん していとし じょうれい  
この制度は都道府県・指定都市の条例に  
もとづいて実施されています。  
てつづ そうだん  
お手続き、ご相談は、

- 市区町村
- 福祉事務所
- 都道府県・指定都市障害福祉担当部署等

う  
で、お受けしています。



こじんじょうほう とりあつ  
**個人情報の取扱い**

しんしんしょうがいしゃ ふよう きょうさいせいど もと とどう ふけん  
心身障害者扶養共済制度に基づき、都道府県  
していとし し え かにゆうしゃ ほごしゃ しょうがい  
指定都市が知り得る加入者（保護者）、障害の  
かたおよ ねんきん かんりしゃ こ じんじょうほう ほんじょうれい  
ある方及び年金管理者の個人情報は、本条例  
さだ り ようもうくてきい がい し しょう  
の定める利用目的以外に使用することはありません。



どくりつぎょうせいほうじん ふくし いりょうきこう  
独立行政法人 福祉医療機構  
(平成24年4月1日作成)

\*独立行政法人福祉医療機構は、個人情報（お客様情報）の取扱いについて、  
個人情報保護方針に基づき、業務を遂行するため以外には利用しません。

当機構は2005年4月にISO9001の認証を取得しました。

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
**心身障害者扶養共済制度に**

ねんきん う  
かかる、年金を受けている  
みなさま  
皆様へ

ねんきんじゅきゆうしゃ  
年金受給者



しんしんしょうがいしゃふようきょうさいせいど  
**心身障害者扶養共済制度に**

てつづ とう  
かかるお手続き等に  
かん  
関するお知らせです

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
● **心身障害者扶養共済制度とは？**

せい ど  
● **この制度は…**

しょうがい かた ほ ごしゃ そうご ふ じょ せいしん もと  
障害のある方の保護者の相互扶助の精神に基  
ほ ごしゃ みずか せいぞんちゅう まいつきいっていがく  
づいて、保護者が自らの生存中に毎月一定額  
かけきん のうふ ほ ごしゃ まんいち しぼう  
の掛金を納付することにより、保護者が万一死亡  
しょうがい かた しゅうしんいつてい ねんきん  
したときなどに、障害のある方に終身一定の年金  
しきゅう にんい かにゆう せい ど  
を支給するという任意加入の制度です。

ねんきんがく  
● **年金額は…**

くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
1口加入の場合……月額2万円（年間24万円）  
くち かにゆう ば あい げつがく まんえん ねんかん まんえん  
2口加入の場合……月額4万円（年間48万円）



ちゅうい  
**注意**

かくしゅ てつづ  
各種お手続きは、  
わす ねが  
お忘れなくお願いします。

かくしゅ てつづ ねんきん かんり こんなん  
● **各種の手続きや年金の管理が困難な**  
ば あい ねんきんかんり しゃ してい てつづ  
**場合は、「年金管理者」を指定し、手続**  
など かた きょうりよく  
**き等をその方にご協力いただくことも**  
**できます。**

ねんきん かくじつ うけと かくしゅ  
● **「年金」を確実に受取るために、各種**  
てつづ かなら おこ  
**手続きは、必ず行なってください。**

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど  
● **心身障害者扶養共済制度にかかる**  
ねんきん かくじつ うけとり  
**年金を確実に受取ください。**

しんしんしょうがいしゃ ふ ようきょうさいせい ど しょうがい  
**心身障害者扶養共済制度は、障害をお**  
も かた ふよう かにゆうしゃ かた  
**持ちの方を扶養されていた加入者の方が**  
な ば あい しょうがい も  
**お亡くなりになった場合などに、障害をお持**  
かた しゅうしん ねんきん しほら にん  
**ちの方に終身の年金が支払われるという任**  
い かにゆう せい ど  
**意加入の制度です。**

ねんきん しきゅう  
**年金が支給されるようになってからも、**  
ねんきん つづ うけと てつづ げんきょうとどけ  
**年金を続けて受取るための手続き（現況届**  
など）をとらないと、すみやかに年金をお支  
はら  
払いできない場合があります。

かにゆうしゃ かた せい ど かにゆう  
**加入者の方がこの制度に加入してい**  
たご意思をお汲み取りいただき、お手  
つづ わす ねが  
**続きはお忘れのないようお願いいたします。**

ねんきん かんり てつづ こんなん  
**なお、年金の管理・手続きが困難に**  
ば あい ねんきんかんり しゃ せい ど  
**なった場合は「年金管理者」制度がありま**  
すので「お手続き・ご相談の窓口」まで、ご相談  
ください。



このようなときは、すみやかに てつづ お手続きを行ってください

まいとし がつ げんきょうとどけ じゅうみんひょう うつ  
**毎年5月、現況届と住民票の写しを**  
ていしゆつ  
**提出してください。**

### ひつようしよるい 必要書類

- ねんきんじゆきゆうけんしやげんきょうとどけしよ 年金受給権者現況届書
- じゅうみんひょう うつ がついこう ほんごう 住民票の写し(4月以降に発行されたもの)

### ちゆうい ご注意

- ていしゆつ ばあい ていしゆつ う あいだ ご提出がない場合、ご提出を受けるまでの間、  
ねんきん さ と 年金が差し止められます。

じ ちたい てつづ ばあい  
自治体によって、手続きがことなる場合があります。

ていしゆつ  
提出  
あり

ねんきん  
年金  
ぞっこう  
続行

ていしゆつ  
提出  
なし

ねんきん  
年金  
さしとめ  
差止

つぎ がいとう きかん ねんきん  
**次に該当する期間の年金は**  
しはらい  
**お支払しません。**

- ねんきんじゆきゆうしや しよざい ひとつき いじょうふ、めい 年金受給者の所在が一月以上不明のとき
- ちようえきまた きんこ けい しよ けい しつごう う 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき
- にほんこくない じゅうしよ ゆう 日本国内に住所を有しないとき

ねんきん  
年金  
ていし  
停止

○ このようなときは、すみやかに <sup>てつづ</sup> お手続きを行ってください

<sup>けっこん</sup> <sup>なまえ</sup>  
結婚などでお名前が  
かわったとき

<sup>ねんきん</sup> <sup>う</sup> <sup>と</sup>  
年金を受け取っている  
<sup>きんゆう</sup> <sup>きかん</sup> <sup>へんこう</sup>  
金融機関を変更したい、  
または <sup>へんこう</sup> 変更したとき

<sup>じゅうしょ</sup>  
住所がかわったとき

<sup>こうざ</sup> <sup>へんこう</sup>  
口座を変更したい、  
<sup>へんこう</sup>  
または変更したとき

<sup>ねんきんかんりしゃ</sup> <sup>してい</sup>  
年金管理者を指定したい、  
<sup>へんこう</sup>  
または変更したいとき

<sup>た</sup>  
その他